

(一八五三)
嘉永六年八月 離縁状 (二通) (A)
酉年八月

差出申一札

一此度、とも女与申女、我等勝手ニ付

離別致候、然ル上者、向後何

方江縁組候共、我等方ニ而一切

差構無レ之、如レ件

嘉永六丑

八月日

政之助 (爪印)

と も と の

暇状之事

一此度、其元との江暇遣申候処

実正也、何方江共縁付被レ致候

一言之申分無ニ御座ニ候

為ニ後日ニ仍而如レ件

酉八月四日

豊治郎 (爪印)

と め 殿